

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

平成18年6月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の高齢者等を対象に、新たな独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が創設されることとなり、現在、平成20年4月の実施に向けて、「後期高齢者医療広域連合」を中心に準備が進められているところである。

後期高齢者医療制度の保険料は、家族に扶養されている人も含め、北海道では年間一人あたり平均8万6,280円が介護保険料と併せて「年金天引き」で徴収されるとともに、これまで行われていなかった保険料滞納者への保険証取り上げと資格証明書が発行される。また、これまで多くの高齢者が受けていた保健事業健診が廃止され、後期高齢者は新たに実施される特定健診制度からも外されることとなる。さらに、後期高齢者のみの診療報酬が検討されており、医療費の適正化の下に、必要な医療が抑制されるおそれもある。

本制度においては、被用者保険の被扶養者であった高齢者に新たな保険料負担が生じることとなるが、先日、国において、被扶養者からの保険料徴収の一定の軽減措置や激減緩和措置が講じられることとなった。

しかしながら、医療制度改革については、国民の命と健康に直結する重大課題であり、国においては、この度の軽減措置や激減緩和措置にとどまらず、今後の医療制度の目指すべき姿を明らかにし、国民の理解を得ながら進めていく必要がある。

よって、政府においては、生活基盤の弱い高齢者に十分配慮し、誰もが安心して医療を受けられるようにするとともに、市町村においても、運営費としての財政負担の増大が生じることのないよう後期高齢者医療制度の見直しを行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年(2007年)12月12日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員